

**大阪府立福泉高等学校・食品自動販売機及び飲料自動販売機設置事業者  
募集要項に係る仕様書**

**1 使用許可物件**

本公募は、食品自動販売機及び飲料自動販売機設置(計3台以上)を一式として行います。

**【食品自動販売機設置】**

設置面積	台数	最低使用料 (年額・税抜)	その他(特記事項)
0.5㎡未満	1台 以上	0円 (免除)	高校生のランチの代替となる品目が含まれていること
0.5㎡以上1.0㎡未満			
1.0㎡以上			

**【飲料自動販売機設置】**

設置面積	台数	最低使用料 (年額・税抜)	その他(特記事項)
0.5㎡未満	2台 以上	0円 (免除)	特になし
0.5㎡以上1.0㎡未満			
1.0㎡以上			

※ 設置場所は、学校と協議し決定するものとします。

※ 図面については「募集要項」を参照してください。

**2 経費の負担**

「募集要項3公募条件等(3)必要経費の負担イ光熱水費その他経費の負担内容」に定める、光熱水費その他経費の負担内容は、次のとおりとします。

食品自動販売機及び飲料自動販売機の設置及び移設・増設・撤去に要した工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。また、食品自動販売機及び飲料自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とします。

なお、毎月の光熱水費使用料の計算は次の【光熱水費使用料計算式】のとおりとし、大阪府(大阪府教育委員会教育長)が指定する期限までに全額納入してください。

**【光熱水費使用料計算式】**

子メーターが接続する親メーターにより学校が支払う月額電気料金×子メーターの表示する月間使用電力量(kW)÷当該親メーターの表示する月間使用電力量(kW)

なお、学校が支払う月額料金には、消費税及び地方消費税を含みます。また、設置事業者が支払う光熱水費に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

**【令和8年度以降入学者募集停止に伴う光熱水費の取扱い】**

令和8年度入学者より募集停止をしますので、令和8年4月以降光熱水費は全額免除されます。

### 3 使用条件等

(1) 身分証の携行・表示について

設置事業者は、学校内に出入りする従業員に対し、身分証を携行・表示させるものとします。

(2) 学校敷地内の禁煙について

学校敷地内は、終日全面禁煙としています。従業員に徹底してください。

(3) 販売物品類の搬入・搬出等について

販売物品類の搬入・搬出等については、学校の指示に従ってください。  
エレベーターの利用は可能です。

(4) 食品自動販売機及び飲料自動販売機の設置方法等について

食品自動販売機及び飲料自動販売機は、設置場所に、自動販売機毎に指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本工業規格自動販売機据付基準(JIS B 8562-1996)、自動販売機据付基準(2008年策定版)及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、原則として床面へのアンカーボルト固定を行うものとします。設置を行う際は、事前に固定方法及び使用する固定金具(アンカーボルトを含む。)について学校の承認を受けてください。

(5) 販売品目及び提供価格について

ア 酒類・タバコの販売は厳に行わないこと。

イ 販売金額(消費税額込み)は、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

ウ 商品はすべて品質及び衛生面等が保証されること。

(6) 食品自動販売機及び飲料自動販売機維持管理責任について

次のことを遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など食品自動販売機及び飲料自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意し、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、リース等の契約により、食品自動販売機及び飲料自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、食品自動販売機及び飲料自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあつては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを学校に提出しなければなりません。

イ 原則として食品自動販売機及び飲料自動販売機に併設して、販売する食品の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・処分及びリサイクルをすること。

なお、回収ボックスの設置にあつては、使用許可された区域以外に設置した場合にあつても、その面積は使用許可面積に算入しないものとします。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 食品自動販売機及び飲料自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、食品自動販売機及び飲料自動販

売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(7) 売り上げ実績等の報告について

設置事業者は、許可を受けた食品自動販売機及び飲料自動販売機の設置期間中における、収支実績(仕入れ値・人件費・光熱水費(電気)・税・売上額・その他等)を、自動販売機設置別(光熱水費は一本化)に、毎年度末に学校へ報告するものとします。

#### 4 参考データ

(1) 勤務する教職員数等

令和6年4月1日現在		令和7年4月1日予想	
区分	人数	区分	人数
教職員	55人	教職員	55人
生徒	361人	生徒	約350人

(2) 令和6年度の飲料自動販売機の売上等の状況

(売上額は前事業者の申告額であり学校で把握しているものではありません)

設置番号	設置場所	種類	令和6年度(令和6年4月～令和6年12月)	
			売上数	売上額
1	大阪府立福泉高等学校 食堂横1階(2台) 屋外	水・ ジュース等	10,000本	1,400,000円
計			10,000本	1,400,000円

#### 5 その他

この仕様書に定めるもののほか、使用に関して調整が必要な事項が生じた場合は、学校と協議しなければならないものとします。